入札日	平成17年6月14日			
工事名	西流下1号中里4号幹線及び準幹線築造工事			
工事場所	石巻市開北二丁目ほか3字地内			
工事種別	土木A			
工事概要	管路施設工			
	小口径推進工(低耐荷圧推進工) 200 L=350.30m L'=343.70m			
	開削工 200 L=279.60m L'=272.62m			
	マンホールエ 0号 1箇所,1号 9箇所,2号 1箇所,			
	コンクリート小型4箇所			
	取付管及びます工 25箇所,付帯工・立坑工等 一式			
工 # 0	T/40 P 4 2 T 4 2 P 2 0 P + 7			
<u>工 期</u> 契約者	契約の日から平成17年12月20日まで			
类約有	石巻市門脇字四番谷地16番地126 新東総業㈱			
予定価格	85,244千円(消費税及び地方消費税を除いた額)			
指名理由	1 石巻市契約規則(平成17年石巻市規則第57号)第3条第2項に定める競争入札			
	参加資格承認簿に登録された者で、入札期日(開札の期日をいう。以下同じ。)に			
	おいて、次に掲げるすべての要件を満たしている者であること。			
	ア 石巻市内に本店、支店、営業所等のいずれかを有し、格付工種が「土木一式			
	工事」、等級が「A」ランクに属する者であること。			
	イ「土木工事業」に係る特定建設業の許可を受けている者であること。			
	ウ 次のいずれにも該当する者を工事現場に専任で配置できること。			
	(ア) 入札の参加申請があった日の前日までに1級土木施工管理技士若しくはこれ と同等以上の資格を有する主任技術者又は「土木工事業」の監理技術者資格			
	者*注(以下「監理技術者等」という。)			
	(イ) 平成7年度以降に、監理技術者等として当該工事と同等の施工経験を有する			
	者であること。			
	(ウ) 入札の参加申請があった日の前日から起算して3月以上前から当該入札参加			
	業者と直接的な雇用関係にある者			
	*注 上記1ウ(ア)の「これに準ずる者」とは、次の 又は に掲げる者をいう。			
	平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者			
	平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月			
	1日以後に監理技術者資格者証及び指定講習受講終了証を有する者			
	エ 類似工事実績として平成7年度以降に、当該工事と同等の工事を元請又は下請			
	けとして施行した実績を有すること。			
	2 次に掲げるいずれにも該当しないこと。			
	ア 入札参加申請書類の審査後における指名通知を受けていない者			
	イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1 項に規定する者			
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	号)第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項の規定による指			
	名回避を受けている者			
	3 公募型指名競争入札参加申請書と関係書類の審査結果を踏まえ、石巻市建設工事			
	等競争入札参加者指名基準(平成17年石巻市訓令第92号)の規定に基づき、申請			
	書等の提出を受けた者の中から、入札に参加できる者16者(全者)を指名した。			
	·			

	業者名	第1回	第2回	(単位:千円)
1	ニツ山建設㈱	74,000		
2	㈱瀬崎組	69,700		
3	㈱イシケン石巻支店	71,000		
4	㈱鈴木土建	71,400		
5	㈱岡田谷	57,500		
6	遠藤興業㈱	63,080		
7	淀喜建設㈱	76,720		
8	津田海運㈱	62,500		

9	新東総業㈱	53,900	落札	低入札価格調査
10	㈱福島興業	63,930		
11	櫻井建設工業(株)	55,400		
12	菱中建設㈱石巻支店	60,000		
13	齋藤建設㈱石巻営業所	66,499		
14	明神建設興業㈱	50,740	数値的判断基準を下回り落札者とせず(失格)	
15	氏家土木㈱	58,810		
16	久我建設㈱	59,900		

低入札価格調査の概要

(地方自治法施行令第167条の13において準用する同令第167条の10第1項の規定による最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者とした理由)

落札者の決定を保留していた者(上記最低の価格をもって申込みをした者)については、その者の入札価格は、石巻市低入札価格調査要綱(平成17年石巻市訓令第87号)第5条第1項の規定による「数値的判断基準による判定」の基準に満たない価格であったため、石巻市低入札価格調査委員会で審査した結果、落札者としなかった(失格)。

よって、その者に次いで低い価格で入札した者について調査した結果、下記のとおり施工可能と判断されるため、 落札者と決定した。

調査項目	調査内容
1 当該価格により入札した 理由	本社事務所・倉庫と当該現場が車で約10分程度の場所に位置すること。資材運搬・保安施設については、自社手持ち機械等を使用し、低コスト化が可能であること。 下請け会社との調整協力等に関し、専属協力会社と見積りを密に精査し、十分 内容を確認しあい、施工可能と判断した。
2 契約対象工事付近におけ る手持工事の状況	なし
3 契約対象工事に関連する 手持工事の状況	なし
4 契約担当工事箇所と当該 最低価格入札者の事業所、 倉庫との地理的関連性	調査の結果問題なし。
5 手持資材の状況	調査の結果問題なし。
6 資材購入先と当該最低 価格入札者との関係	日常的な取引先であり、特に問題なし。
7 手持機械数の状況	調査の結果問題なし。
8 労務者の具体的供給見 通し	調査の結果問題なし。
9 過去に施工した公共工事 名及び発注者名	西流下単1号錦町ほか2字地内枝線築造工事・・・平成16年度(石巻市) 西流下4号中里1号幹線築造工事・・・平成16年度(石巻市) 西流下10号中里1号準幹線及び枝線築造工事・・・平成16年度(石巻市) 西流下20号中里1号幹線(2工区)築造工事・・・平成16年度(石巻市)
10 建設副産物の搬出地	調査の結果適切に確保されている。
11 その他必要な事項	石巻市低入札価格調査委員会で審査した結果、当市の予定価格との開差が認められるものの、石巻市低入札価格調査要綱(平成17年石巻市訓令第87号)第5条第1項に規定する数値的判断基準のすべてを満たし、かつ、相手方の見積書内容等を分析したことろ、当市の仕様書に基づく施工は可能であると認められた。